1.株券等に関する業務規程施行規則(平成14年6月17日通知)

(下線部分変更)

新

(電磁的方法による情報提供)

第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定める 電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1)~(4) (略)

- (5) 参加者の事務所又は機構が認めた場所に参加 者が設置する機構が提供する業務規程第83条第2 項に定める通知をするための端末装置からの入出 力
- 2 前項第1号から<u>第5号まで(第4号を除く。)</u>に 掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限 は、別表1のデータの種別の区分に応じ、同表の 時間及び備考の欄に定めるところによるものとす る。

(質権口座の開設を申請できる者)

第18条 規程第25条第1項<u>及び第4項</u>の規定により参加者口座簿上の質権口座の開設を申請できる者は、次に掲げる者とする。

(1)~(3) (略)

(質権口座開設申請の手続)

第19条 (略)

2~4 (略)

5 第1項及び第2項の規定は、規程第25条第4項の 規定により、機構に対し、株券を預託しようとす る質権者について準用する。この場合において、 同項中「質権を取得する者」とあるのは「質権者」 と、「質権を設定するものとともに機構に対し」 とあるのは、「機構に対し」とそれぞれ読み替え るものとする。

(新株式の交付の場合における配分明細データ) 第25条 機構は、規程第40条第1項に掲げる場合に 係る権利確定日等の翌日から起算して10営業日 目の日(会社が株主に募集株式の割当てを受ける 権利を与えてする株式の交付の場合にあっては、 機構が別に定める日とする。)までに、会社から同 項の通知を、機構が定める方法により受けるもの とする。ただし、預託株券の株式について会社の 合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交 付又は株主に募集株式の割当てを受ける<u>権利</u>を与 えてする株式の交付による新株式の数が預託株券 旧

(電磁的方法による情報提供)

第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定める 電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1)~(4) (略)

(新設)

2 前項第1号から<u>第3号まで</u>に掲げる方法による データ授受の時間及びその制限は、別表1のデー タの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄 に定めるところによるものとする。

(質権口座の開設を申請できる者)

第18条 規程第25条第1項の規定により参加者口 座簿上の質権口座の開設を申請できる者は、次に 掲げる者とする。

(1)~(3) (略)

(質権口座開設申請の手続)

第19条 (略)

2~4 (略)

(新設)

(新株式の交付の場合における配分明細データ) 第25条 機構は、株券発行日の3営業日前の日までに、会社から規程第40条第1項の通知の内容のデータ(以下「配分明細データ」という。)の通知を、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法(第67条において「会社・機構間ファイル伝送」という。)により受けるものとする。ただし、預託株券の株式について会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける新株の引受権を与えてする株式

の株式の数と同数である場合は、この限りでない。

2 機構は、前項の会社からの通知に基づき、実質 株主の口座に記載又は記録すべき新株式の数を、 権利確定日等の翌日から起算して11営業日目 の日(会社が株主に募集株式の割当てを受ける権 利を与えてする株式の交付の場合にあっては、機 構が別に定める日とする。)に規程第40条第1項 の通知の内容のデータ(以下「配分明細データ」 という。)を参加者に通知する。この場合におい て、機構は、参加者口座簿への記載日を通知する ものとし、参加者は、当該記載日に、顧客口座簿 への記載又は記録に要する事項について、顧客口 座簿に所要の記載又は記録をしなければならな い。

3 (略)

- (株式の併合等の場合における参加者口座簿等の 記載又は記録の変更)
- 第 26 条 預託株券の株式について株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て(以下この条において「株式の併合又は分割等」という。)があった場合の参加者口座簿及び顧客口座簿の記載又は記録の変更等については、次に定めるところによる。
- (1) 参加者は、原則として、機構が会社から前条第 1項の通知を受けることとなる場合は、あらかじ め参加者自己分及び顧客分の預託株式数(株式無 償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控 除した預託株式数)を確定し、実質株主ごとの預 託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて 算出した株式数(以下「新預託株式数」という。) の総数を、当該併合又は分割等の効力発生日の前 営業日に機構に申告しなければならない。

(2) (略)

- (3) 機構は、前条第1項の会社からの通知を受領した場合は、前号の規定により参加者口座簿に記載した株式数と会社からの通知による確定株式数を照合し、剰余の株式数があるときは所要の記載を行う。
- (4) 参加者は、前条<u>第2項</u>に規定する配分明細データを受領した場合は、第2号の規定により顧客口

IΒ

の交付による新株式の数が預託株券の株式の数と 同数である<u>ことにより、会社が配分明細データを</u> 機構に通知しない場合は、この限りでない。

2 機構は、前項の配分明細データを参加者ごとに 編集し、参加者口座簿の記載日の前営業日に参加 者に通知する。この場合において、機構は、参加 者口座簿への記載日を通知するものとし、参加者 は、当該記載日に、顧客口座簿への記載又は記録 に要する事項について、顧客口座簿に所要の記載 又は記録をしなければならない。

3 (略)

- (株式の併合等の場合における参加者口座簿等の 記載又は記録の変更)
- 第 26 条 預託株券の株式について株式の併合若し くは分割又は株式無償割当て(以下この条におい て「株式の併合又は分割等」という。)があった 場合の参加者口座簿及び顧客口座簿の記載又は 記録の変更等については、次に定めるところによ る。
- (1) 参加者は、原則として、機構が株券発行日の3 営業日前の日までに配分明細データを受けることとなる場合は、あらかじめ参加者自己分及び顧客分の預託株式数(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)を確定し、実質株主ごとの預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した株式数(以下「新預託株式数」という。)の総数を、当該併合又は分割等の効力発生日の前営業日に機構に申告しなければならない。
- (2) (略)
- (3) 機構及び参加者は、前条に規定する配分明細データを受領した場合は、前号の規定により参加者 口座簿又は顧客口座簿に記載し、又は記録した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、剰余の株式数があるときは所要の記載又は記録を行わなければならない。

新 旧

座簿に記載し、又は記録した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、剰余の株式数があるときは所要の記載又は記録を行わなければならない。

## (預託を制限する日の取扱い)

- 第38条 規程第53条<u>第1項第4号</u>に規定する「機構が必要があると認める日」は、原則として効力 発生日の前営業日とする。
- 2 参加者は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第53条<u>第1項</u>の規定により機構が株券の預託を受けないものとした日の正午まで株券を預託することができる。

## (交付を制限する日の取扱い)

第61 条 参加者等は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第77 条<u>第1項</u>の規定により機構が株券の交付をしないものとした日の正午までに残高が発生したものについて株券の交付を受けることができる。

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第62条 (略)

2~6 (略)

7 前項前段の規定は、単元未満株式の買取請求に 係る買取りが、施行日の前日(当該日が休業日に 当たる場合には、その前営業日)の4営業日前の 日までに執行されなかった場合に準用する。この 場合において、機構は、参加者の口座に当該執行 されなかった株式数に係る所要の記載を行う。

第62条の3 (略)

2 ~ 4

5 機構は、施行日(当該日が休業日に当たる場合には、その前営業日)の13営業日前の日から施行日前日までの期間につき、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの受付を停止する。

(参加者自己分の預託株券に係る実質株主報告) 第64条 (略)

2 参加者は、機構が当該参加者のために付した実 質株主管理番号により前項の報告をするものと する。

## (預託を制限する日の取扱い)

- 第38 条 規程第53 条<u>第4号</u>に規定する「機構が必要があると認める日」は、原則として効力発生日の前営業日とする。
- 2 参加者は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第 53 条の規定により機構が株券の預託を受けないものとした日の正午まで株券を預託することができる。

#### (交付を制限する日の取扱い)

第61 条 参加者等は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第77 条の規定により機構が株券の交付をしないものとした日の正午までに残高が発生したものについて株券の交付を受けることができる。

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第62条 (略)

2~6 (略)

(新設)

第62条の3 (略)

2~4 (略)

(新設)

(参加者自己分の預託株券に係る実質株主報告) 第64条 (略)

(参加者の報告事項等)

第 64 条の 2 規程第 81 条並びに第 83 条第 1 項及 び第 2 項に規定する規則で定める事項は、次の各 号に掲げる事項とする。

- (1) 参加者コード
- (2) 実質株主管理番号及びチェックデジット
- (3) 実質株主が自然人である場合には、その生年月日
- (4) 実質株主が法人である場合には、代表者の役職 名及び氏名
- (5) 実質株主が外国人保有制限銘柄(放送法(昭和 25 年法律第 132 号 ) 第 52 条の 8 第 1 項に規定す る一般放送事業者(同法第2条第3号の5に規定 する委託放送事業者を含む。以下この条において 同じ。) 若しくは同法第52条の32第1項に規定 する認定放送持株会社、航空法(昭和 27 年法律 第231号)第120条の2第1項に規定する本邦航 空運送事業者若しくは同項に規定するその持株 会社等又は日本電信電話株式会社(日本電信電話 株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号) 第1条に規定する日本電信電話株式会社をいう。 以下この条において同じ。) が発行する取扱株券 をいう。以下この条において同じ。) の外国人等 (外国人保有制限銘柄の発行者が放送法第 52 条 の8第1項に規定する一般放送事業者若しくは 同法第52条の32第1項に規定する認定放送持株 会社である場合の同法第52条の8第1項(同法 第52条の28第1項において読み替えて適用する 場合を含む。) 若しくは同法第52条の32第1項 に規定する外国人等、発行者が航空法第 120 条の 2 第 1 項に規定する本邦航空運送事業者又は同 項に規定する持株会社等である場合における同 項に規定する外国人等又は発行者が日本電信電 話株式会社である場合における日本電信電話株 式会社等に関する法律第6条第1項各号に掲げ る者をいう。以下この条において同じ。) である か否かの別
- (6) その他機構が定める事項
- 2 規程第82条に規定する規則で定める事項は、 次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 実質株主が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名
- (2) 実質株主が外国人保有制限銘柄の外国人等で あるか否かの別
- (3) その他機構が定める事項

新 旧

## (実質株主の報告内容)

- 第 65 条 参加者は、実質株主報告を行う場合は、 当該実質株主報告に係る権利確定日等の翌営業 日から起算して4営業日目の日に機構に次に掲 げる事項を報告しなければならない。
- (1) 実質株主データ

イ~ハ

二 前回報告株式数 (ただし、参加者が第 66 条第 1項に規定する担保受入参加者又は担保差入参加者に該当しないときは、前回報告株式数の報告 を省略することができる。)

ホ・ヘ (略)

(2) (略)

## (実質株主通知)

第67条 機構は、第65条の規定により参加者から報告された実質株主報告の内容を当該参加者の口座残高等と照合するとともに、銘柄ごとに編集し、第64条の2第2項に掲げる事項(直近の実質株主通知のときにおいて、実質株主として通知された者に係るものを除く。)とあわせて、実質株主通知に係る権利確定日等の翌営業日から起算して11営業日目の日に、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法(第84条において「会社・機構間ファイル伝送」という。)により会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この節において同じ。)に通知する。

(削る)

## (実質株主の報告内容)

- 第65条 参加者は、実質株主報告を行う場合は、 当該実質株主報告に係る権利確定日等の翌営業 日から起算して4営業日目の日に機構に次に掲 げる事項を報告しなければならない。
- (1) 実質株主データ

イ~八

二 前回報告株式数

ホ・ヘ (略)

(2) (略)

## (実質株主通知)

第67条 機構は、第65条の規定により参加者から 報告された実質株主報告の内容を当該参加者の 口座残高等と照合するとともに、銘柄ごとに編集 し、当該実質株主通知に係る権利確定日等の翌営 業日から起算して6営業日目の日に会社・機構間 ファイル伝送により会社(株主名簿管理人を置く 場合は、当該株主名簿管理人。以下この節におい て同じ。)に通知する。

#### (実質株主票)

- 第68条 <u>規程第83条第2項に規定する届出は、実質</u> 株主票により行うものとする。
- 2 前項に規定する実質株主票は、次に掲げる事項 を記載し、会社に対する実質株主の届出印を押印 した所定の様式のものとする。
- (1) 会社名
- (2) 参加者名
- (3) 参加者コード
- (4) 実質株主管理番号及びチェックデジット
- (5) 実質株主の氏名及び住所
- (6) その他機構が定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、実質株主票は、その 原票を複写し又は原票を基に機械により作成す ることができる。この場合において、複写したも

新	Ш
***	の又は機械により作成したものが、鮮明で原票と
	同一のものと認められるものに限る。
	4 参加者は、実質株主票(実質株主名簿に記載さ
	ー れ、又は記録されている実質株主に係るものを除
	く。)を、実質株主通知に係る権利確定日等まで
	に、随時、会社に届け出なければならない。
	5 前項の規定にかかわらず、参加者は、機構が認
	かた場合は、第2項に掲げる事項及び会社に対す
	る実質株主の印影を、通信回線を利用し、又は磁
	気テープ等に収録して提出することにより実質
	株主票の届出を行うことができる(実質株主名簿
	に記載され、又は記録されている実質株主に係る
	ものを除く。)。この場合において、参加者は、当
	該実質株主票を、実質株主通知に係る権利確定日
	等までに、随時、会社に届け出るものとする。
	6 参加者は、実質株主票の届出に際しては、次に
	添付又は送付するものとする。ただし、前項の規
	定により届け出る場合において、機構が認めたと
	きは、当該事項について、通信回線を利用し、又
	は磁気テープ等に収録して実質株主票送付明細
	表を提出することができる。
	   (2) 銘柄名及び銘柄コード
	(3) 参加者名及び参加者コード
	   (6) 実質株主の氏名
	<u></u>
(実質株主の <u>氏名又は住所</u> の変更等の取扱い)	(実質株主票の記載事項の変更届の取扱い)
第69条参加者は、実質株主から規程第83条第2項	
ー 号に規定する事項について変更届の提出を受け	
 知しなければならない。	
	(1) 新規に提出した実質株主票(実質株主名簿に記
	載され、又は記録されていない実質株主に係るも
	のをいう。) の記載事項に変更があった場合
	<u>イ</u> 参加者が会社へ通知する事項
	<u>(イ)</u> 実質株主の氏名
	(I) 実質株主の住所、郵便番号
	(ハ) 実質株主管理番号及びチェックデジット
	(二) 届出印
	- A+1 - A>Z45-1-1

口 会社への通知方法

新	ID
	参加者は、変更後の実質株主票及び実質株主票 送付明細表を会社へ提出する。ただし、支店等の
	統廃合により、実質株主管理番号の変更が多数と
	おのであり、美貴体工管理番号の多更が多数となる場合は、実質株主票及び実質株主票送付明細
	表に代え、変更内容を記載した実質株主票送付明
	祝にてた、
	<u>細衣を提出することができる。</u> 八 提出の時期
	<u>ハ 症山の時期</u> 参加者は、前口に規定する書類を当該実質株主
	<u>参加省は、前口に然近する音類で当め来員林工</u> 通知に係る権利確定日等までに随時提出するも
	<u> </u>
	<u>のとする。</u> (2) 実質株主通知に係る権利確定日等の翌日以降
	に実質株主票の記載事項に変更があった場合
	<u>イ</u> 参加者が会社へ通知する事項
	(1) 実質株主の氏名
	(1) 実質株主の住所、郵便番号
	(八) 実質株主管理番号及びチェックデジット
	(二) 実質株主の氏名と併せて届出印を変更する場
	合の届出印
	<u>ロ</u> 会社への通知方法 亦更ハスをストをまっした実際性も悪く氏名の
	変更分である旨を表示した実質株主票(氏名の
	変更と併せて届出印を変更する場合を除き届出
	印を押印しない。)及び「通知後の変更届」と表
	示した実質株主票送付明細表を前(1)口とは別に
	作成し、会社へ提出する。ただし、支店等の統廃
	合により、実質株主管理番号の変更が多数となる
	場合は、実質株主票及び実質株主票送付明細表に
	代え、変更内容を記載した実質株主票送付明細表
	<u>(「通知後の変更届」と表示したもの)を提出す</u>
	<u>ることができる。</u>
	八 提出の時期
	参加者は、実質株主から変更届を受けた都度、
	会社へ提出するものとする。
2 機構は、前項の規定による通知が、実質株主通	(新設)
知に係る権利確定日等の翌日以降に行われたと	
きは、会社に対し、その内容(第64条の2第2項	
に規定する事項に限る。) の通知を行うものとす	
る。 3 第1項の規定は、参加者が実質株主のために付	(新設)
3 第1項の規定は、参加省が美具株主のために引 番した実質株主管理番号を変更した場合に準用	( MIRX )
<u>毎のた美具体工具は留ちを変更のた場合に年用</u> する。この場合において機構は、前項に基づく会	
する。この場合において機構は、前項に <u>乗りて会</u> 社への通知を行わない。	
17 /0/\frac{\frac{111/\frac{1}{2}}{12}}	
(法定代理人届等の取扱い)	(法定代理人届等の取扱い)
第70条参加者は、実質株主について法定代理人	第70条 参加者は、実質株主について法定代理人の
第70 宗 参加自は、美具体主にプロし法としほ人	第70末 参加有は、夫員休主にフバウ本と八年人の 2月7年 - 八日本市口は独立による日山書等の日

選任若しくは変更又は終了に係る届出書等の提

等の選任若しくは変更又は終了に係る届出書等

の提出を受けた場合は、<u>速やかに、機構に対し、</u> 次に掲げる事項を通知しなければならない。

- <u>(1)</u> 参加者コード
- (2) 実質株主管理番号及びチェックデジット
- (3) 法定代理人等の氏名及び住所
- (4) <u>法定代理人等が法人であるときは、その代表者</u> の役職及び氏名
- (5) <u>法定代理人等の代理権の範囲に制限がある場</u> 合には、その旨
- 2 機構は、規程第82条の規定に基づく通知の際 に、あわせて前項第3号から第5号までに掲げる 事項を会社に通知する。
- 3 前条<u>第2項</u>の規定は、<u>第1項の規定による通知が、実質株主通知に係る権利確定日等の翌日以降</u>に行われた場合に準用する。

## (実質株主でなくなった者等の通知)

- 第73条 会社は、法第31条第5項の規定による請求を機構に対し行う場合は、所定の実質株主の抹消・減少通知請求書を提出するものとする。この場合において、株主としての権利行使の申出をした実質株主が複数の参加者に<u>預託していることを知っているときは</u>、該当する参加者ごとに当該請求書を提出するものとする。
- 2 機構は、会社から前項の請求を受けた場合は、 前項の実質株主が直近の実質株主通知時に預託 している参加者に対し、原則として当日中(当該 請求が午後3時以降の場合は、翌営業日)に所定 の実質株主の抹消・減少通知依頼書により、規程 第85条第1項の報告を求める。

3~5 (略)

#### (準用規定)

第76条 前章第1節(<u>第19条第5項</u>, 第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで、第39条の2、第40条の2第1号、第4号、第7号、第9号及び第10号、第2款第2目、第59条、第60条第2項及び第3項、第60条の2、第60条の3、第3款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。

(預託日及び振替日の制限)

第82条 (略)

出を受けた場合は、<u>当該届出書等に所定の事項を</u> 記載して会社へ提出しなければならない。

IΗ

- 2 前項の届出書等には、実質株主票その他必要な書面を添付するものとする。
- 3 前条の規定は、<u>法定代理人等の実質株主票の記</u> 載事項に変更があった場合に準用する。

## (実質株主でなくなった者等の通知)

- 第73条 会社は、法第31条第5項の規定による請求を機構に対し行う場合は、所定の実質株主の抹消・減少通知請求書を提出するものとする。この場合において、株主としての権利行使の申出をした実質株主が複数の参加者に<u>預託しているときは</u>、該当する参加者ごとに当該請求書を提出するものとする。
- 2 機構は、会社から前項の請求を受けた場合は、 <u>該当する</u>参加者に対し、原則として当日中(当該 請求が午後3時以降の場合は、翌営業日)に所定 の実質株主の抹消・減少通知依頼書により、規程 第85条第1項の報告を求める。

3~5 (略)

#### (準用規定)

第76条 前章第1節(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで、第39条の2、第40条の2第1号、第4号、第7号、第9号及び第10号、第2款第2目、第59条、第60条第2項及び第3項、第60条の2、第60条の3、第3款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。

(預託日及び振替日の制限)

第82条 (略)

2 規程第 90 条第 4 項前段に規定する機構が別に 定める場合とは、規程第 88 条の 3 第 1 項に規定 する新株予約権付社債の承継に関し存続会社等 の新株予約権付社債券を預託する場合をいう。

新

- 3 規程第90条第5項に規定する機構が別に定める場合とは、次に掲げる場合をいう。
- (1) 規程第 88 条の3第1項に規定する新株予 約権付社債の承継に関し新株予約権付社債券を 消滅会社等に提出する場合
- (2) 規程第 92 条に規定する預託新株予約権付 社債に係る新株予約権の行使に関し新株予約権 付社債券を交付する場合
- (3) 規程第92条の3に規定する取得条項付新株 予約権付社債の全部取得に関し新株予約権付社 債券を交付する場合
- (4) 規程第95条第2項に規定する新株予約権付 社債の償還金の請求に関し新株予約権付社債券 を交付する場合
- (5) 規程第90条第4項の定める期間に償還期日が 到来する新株予約権付社債券を交付する場合

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)

第83条 (略)

- 2 参加者は、参加者自己分の預託新株予約権付社 債券について新株予約権の行使を申し出る場合又 は前項の規定による新株予約権の行使の申出を取 り次ぐ場合は、機構に対し所定の前日交付請求書 (新株予約権の行使申出用)を午後3時30分まで に機構へ提出して新株予約権付社債券の交付請求 をすると同時に所定の新株予約権の行使申出書、 第85条に規定する実質株主票(実質株主名簿に記 載され、又は記録されている実質株主に係るもの を除く。)及びその他必要な書類(以下「新株予約 権の行使申出書等」という。)を機構に提出しなけ ればならない。
- 3 (略)
- 4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社 債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止す る。
- (1)~(5) (略)
- (6)施行日前日の5営業日前の日から施行日の前営業日まで

5 (略)

(新設)

(新設)

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)

IΗ

第83条 (略)

- 2 参加者は、参加者自己分の預託新株予約権付社 債券について新株予約権の行使を申し出る場合又 は前項の規定による新株予約権の行使の申出を取 リ次ぐ場合は、機構に対し所定の前日交付請求書 (新株予約権の行使申出用)を午後3時30分まで に機構へ提出して新株予約権付社債券の交付請求 をすると同時に所定の新株予約権の行使申出書、 実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は記録 されている実質株主に係るものを除く。)及びその 他必要な書類(以下「新株予約権の行使申出書等」 という。)を機構に提出しなければならない。
- 3 (略)
- 4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社 債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止す る。

(1)~(5) (略)

(新設)

5 (略)

旧

(取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う 預託新株予約権付社債券等の提出)

第83条の2 (略)

2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部 取得に伴い、参加者自己分の預託新株予約権付社 債券の提出を機構に委託する場合又は前項の規 定による顧客からの預託新株予約権付社債券の 提出を機構に委託する場合には、機構に対し所定 の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を 機構が定める時間までに提出して、新株予約権付 社債券の交付請求をすると同時に第85条に規定 する実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は 記録されている実質株主に係るものを含む。)及 び参加者自己分又は顧客ごとの預託新株予約権 付社債の金額等必要な情報を記載した書面(以下 「取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴 う提出書類」という。)を機構に提出しなければ ならない。

3・4 (略)

## (株式発行の配分明細データ)

第84条 機構は、第83条第3項又は第83条の2第3 項の規定により会社に新株予約権付社債券、新株予 約権の行使請求申出書及び取得条項付新株予約権 付社債の全部取得に伴う提出書類を提出した日か ら起算して3営業日目の日の正午までに、会社から 規程第92条第4項及び規程第92条の3第5項にお いて準用する規程第40条第1項の通知の内容のデ ータ(以下「株式発行通知書データ」という。)の 通知を、会社・機構間ファイル伝送により受けるも のとする。ただし、第83条の2第3項の規定により 会社に取得条項付新株予約権付社債の全部取得に 伴う提出書類を提出した場合であって、規程第92条 の3第3項の規定により通知された株主となるべ き者の数が多いこと等の理由により、会社が3営業 日目の日の正午までに、株式発行通知書データを送 信することができないと認められるときは、機構が 別に定める日までに通知するものとする。

2 (略)

(実質株主票)

第85条 規程第92条第2項の規定による参加者に

(取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う 預託新株予約権付社債券等の提出)

第83条の2 (略)

2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部 取得に伴い、参加者自己分の預託新株予約権付社 債券の提出を機構に委託する場合又は前項の規 定による顧客からの預託新株予約権付社債券の 提出を機構に委託する場合には、機構に対し所定 の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を 機構が定める時間までに提出して、新株予約権付 社債券の交付請求をすると同時に実質株主票(実 質株主名簿に記載され、又は記録されている実質 株主に係るものを含む。)及び参加者自己分又は 顧客ごとの預託新株予約権付社債の金額等必要 な情報を記載した書面(以下「取得条項付新株予 約権付社債の全部取得に伴う提出書類」という。) を機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

(株式発行の配分明細データ)

第84条 機構は、第83条第3項又は第83条の2第3 項の規定により会社に新株予約権付社債券、新株 予約権の行使請求申出書及び取得条項付新株予 約権付社債の全部取得に伴う提出書類を提出し た日から起算して3営業日目の日の正午までに、 会社から規程第92条第4項及び規程第92条の3 第5項において準用する規程第40条第1項の通 知の内容のデータ(以下「株式発行通知書データ」 という。) の通知を、コンピュータ・システムか らデータをファイルとして伝送する方式のうち 機構が適当と認める方法により受けるものとす る。ただし、第83条の2第3項の規定により会社 に取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴 う提出書類を提出した場合であって、規程第92条 の3第3項の規定により通知された株主となる べき者の数が多いこと等の理由により、会社が3 営業日目の日の正午までに、株式発行通知書デー 夕を送信することができないと認められるとき は、機構が別に定める日までに通知するものとす る。

2 (略)

(実質株主票)

第85条 規程第92条第4項において準用する規程

新 旧

よる報告及び同条第3項の規定による会社に対す <u>る通知並びに</u>規程第92条の3<u>第2項の規定による</u> 参加者による報告及び同条第3項の規定による会 社に対する通知は、実質株主票により行うものとする。

2・3 (略)

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

#### 第88条 (略)

- 2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として 当該各号に定める期間につき、前条第1項に規定 する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を 停止する。
- (1) 権利確定日等(規程第 81 条各号に定める実質 株主が、当該各号において特定されるとき又は日 をいう。以下同じ。) がある場合

取引所取引等における権利付最終日の前営業日から<u>権利確定日等の2営業日前の日(規程第81条第4号及び第5号の場合においては権利確定日等)</u>までの期間

(2) (略)

3 (略)

4 前項前段の規定は、単元未満株式の買取請求に 係る買取りが、施行日の前日(当該日が休業日に 当たる場合には、その前営業日)の4営業日前の 日までに執行されなかった場合に準用する。この 場合において、機構は、参加者の口座に当該未執 行株式数に係る所要の記載を行う。

#### (投資証券の場合の読替え)

第 95 条 投資証券について規程第 98 条第 1 項の規定により規程第 4 章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第 124 条第 1 項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の3 第 2 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替え	読み替えられる	読み替える字句
る規定	字句	
	(略)	
第77条	第53条 <u>第1項</u>	第98条第1項に
		おいて準用する
		第53条 <u>第1項第</u>
		<u>1号、第2号又</u>

第83条第2項及び規程第92条の3第4項に規定する届出は、実質株主票により行うものとする。

2・3 (略)

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第88条 (略)

- 2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として 当該各号に定める期間につき、前条第1項に規定 する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を 停止する。
- (1) 権利確定日等(規程第 81 条各号に定める実質 株主が、当該各号において特定されるとき又は日 をいう。以下同じ。) がある場合

取引所取引等における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の2営業日前の日までの期間

(2) (略)

3 (略)

(新設)

#### (投資証券の場合の読替え)

第 95 条 投資証券について規程第 98 条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第 124 条第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第77 条の3第2項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替え	読み替えられ	読み替える字句
る規定	る字句	
	(略)	
第77条	第53条	第 98 条第 1 項に
		おいて準用する
		第 53 条 <u>第 1 号又</u>
		<u>は第3号</u>

	 新				旧	
		は第4号				
第81条	次の各号	第1号 <u>、</u> 第2号		第81条	次の各号	第1号 <u>又は</u> 第2
		<u>又は第5号</u>				号
	法第 31 条第 4	法第39条の2で			(新設)	
	項又は決済合理	準用する法31条				
	化法附則第3条	第 4 項又は決済				
	第3項若しくは	<u>合理化法附則第</u>				
	同法附則第6条	<u>14 条第 1 項</u>				
	第3項	***/=+BBU*** 40 **			/ <del>•</del>	
	施行規則第 10	施行規則第12条			(新設)	
	<u>条第2項</u>	において準用す				
		る施行規則第 10 条第 2 項				
	(略)	<u> </u>			(略)	
	決済合理化法の	決済合理化法の			(新設)	
	施行日において	施行日が到来し				
	株券を発行する	<u>たとき。</u>				
	旨の定款の定め					
	を設けている会					
	社について、決					
	済合理化法の施					
	行日が到来した					
	<u>とき。</u>					
	(略)				(略)	
第82条	前条各号	第98条第1項に		第82条	前条各号	第 98 条第 1 項に
		おいて準用する				おいて準用する
		前条 <u>各号(第3</u>				前条第1号又は
		号及び第4号を				<u>第2号</u>
	N. 55 - 1 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5	<u>除く。)</u>				
	法第 31 条第 1	法第39条の2で			(新設)	
	項又は決済合理	準用する法31条				
		第1項又は決済				
		合理化法附則第 14条第1項				
	<u>同法附則第6条</u> 第2項	<u>14 条第 1 項</u>				
	(略)				(略)	
	前条	第 98 条第 1 項に			前条	第 98 条第 1 項に
	אינים	おいて準用する			ייינים	おいて準用する
		前条各号(第3				前条第1号又は
		<u> 号及び第4号を</u>				第2号
		<u>除く。)</u>				
第83条	第81条	第98条第1項に		第83条	第81条	第 98 条において
		おいて準用する				準用する第81条
		第 81 条 <u>各号 (第</u>				第1号又は第2
		3号及び第4号				<u>号</u>

新			旧		
		<u>を除く。)</u>			
	第 81 条各号	第98条第1項に		(新設)	
		おいて準用する			
		第 81 条 <u>各号 ( 第</u>			
		3号及び第4号			
		<u>を除く。)</u>			
(略)		(略)			

## (準用規定)

- 第96条 第4章(<u>第19条第5項</u>、第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第27条第3項から第6項まで、第28条第3項から第6項まで、第29条、第1節第1款第5目、第39条の2、第40条の2第1号、第9号及び第10号、第60条の2、第60条の3、第1節第3款第3目並びに第64条の2第1項第5号及び第2項第3号を除く。)の規定は、投資証券について準用する。
- 2 前項に規定するもののほか、前項の規定により 準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表の とおりとする。

読み替え	読み替えられる	読み替える字句
る規定	字句	
(略)		
第25条	合併、株式交換	合併による投資
	若しくは株式移	口の発行による
	転による株式の	
	交付又は株主に	
	募集株式の割当	
	てを受ける <u>権利</u>	
	を与えてする株	
	式の交付による	
(略)		
第64条	規程第 81 条各	規程第81条 <u>各号</u>
	号	<u>(第3号及び第</u>
		<u>4号を除く。)</u>
	(略)	
(略)		

(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替

## (準用規定)

- 第96条 第4章(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第27条第3項から第6項まで、第28条第3項から第6項まで、第29条、第1節第1款第5目、第39条の2、第40条の2第1号、第9号及び第10号、第60条の2、第60条の3及び第1節第3款第3目を除く。)の規定は、投資証券について準用する。
- 2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準 用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のと おりとする。

読み替え	読み替えられ	読み替える字句
る規定	る字句	
(略)		
第 25 条	合併、株式交換	合併による投資
	若しくは株式	口の発行による
	移転による株	
	式の交付又は	
	株主に募集株	
	式の割当てを	
	受ける <u>新株の</u>	
	<u>引受権</u> を与え	
	てする株式の	
	交付による	
(略)		
第64条	規程第 81 条各	規程第 81 条 <u>第 1</u>
	号	号又は第2号
	(略)	
(略)		

(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替

新 旧 え) え)

第 97 条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第100条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第124条第1項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第26条において準用する会社法第124条第1項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替える

ものとする	3.	
読み替え	読み替えられる	読み替える字句
る規定	字句	
(略)		
第77条	第53条第1項	第 100 条第 1 項
		<u>において準用す</u>
		る第53条第1項
		(第5号を除
		<u>&lt;.)</u>
第81条	次の各号	次の各号(第4
		<u>号を除く。)</u>
	法第 31 条第 4	法第39条の5で
	項又は決済合理	準用する法 31 条
	化法附則第3条	第4項又は決済
	第3項若しくは	<u>合理化法附則第</u>
	同法附則第6条	<u>18 条第 1 項</u>
	<u>第3項</u>	
	施行規則第 10	施行規則第13条
	<u>条第2項</u>	<u>において準用す</u>
		る施行規則第 10
		条第2項
	(略)	
	決済合理化法の	決済合理化法の
	施行日において	施行日が到来し
	株券を発行する	<u>たとき。</u>
	旨の定款の定め	
	を設けている会	
	社について、決	
	済合理化法の施	
	<u>行日が到来した</u>	
	<u>とき。</u>	
	(略)	
第82条	前条各号	第 100 条第 1 項
		において準用す
		る前条各号(第
		4号を除く。)

第 97 条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第 100 条第 1 項の規定により規程第 4 章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第 124 条第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 26 条において準用する会社法第 124 条第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替える

ものとする	<b>5</b> 。	
読み替え	読み替えられ	読み替える字句
る規定	る字句	
(略)		
第77条	(新設)	
77 04 67	/ <del>*</del>	
第81条	(新設)	
	∕ ±C÷Λ ∖	
	(新設)	
	(新設)	
	( m/n )	
	(略)	
	(新設)	
	(略)	
第82条	(新設)	

	新			旧
	法第 31 条第 1	法第39条の5で		(新設)
	項又は決済合理	準用する法31条		
	化法附則第3条	第1項又は決済		
	第2項若しくは	<u>合理化法附則第</u>		
	同法附則第6条	<u>18 条第 1 項</u>		
	<u>第2項</u>			
	(略)			(略)
	<u>前条</u>	第 100 条第 1 項		(新設)
		<u>において準用す</u>		
		る前条各号(第		
		4号を除く。)		
第83条	第81条	第 100 条第 1 項	第83条	(新設)
		<u>において準用す</u>		
		<u>る第 81 条各号</u>		
		<u>(第4号を除</u>		
		<u>&lt;.)</u>		
	第 81 条各号	第98条第1項に		(新設)
		<u>おいて準用する</u>		
		第81条各号(第		
		4号を除く。)		
(略)			(略)	

#### (準用規定)

- 第98条 第4章(<u>第19条第5項</u>、第22条第3項及び第7項、第24条、第24条の2、第27条第3項から第6項まで、第28条第3項から第6項まで、第29条、第1節第1款第5目、第39条第2号、第39条の2、第40条の2第9号及び第10号、第59条、第60条の2、第60条の3<u>、</u>第1節第3款第3目並びに第64条の2第1項第5号及び第2項第3号を除く。)の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。
- 2 前項に規定するもののほか、前項の規定により 準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表の とおりとする。

読み替え	読み替えられる	読み替える字句
る規定	字句	
(略)		
第25条	合併、株式交換	協同組織金融機
	若しくは株式移	関の合併又は優
	転による株式の	先出資の割当て
	交付又は株主に	の新優先出資の
	募集株式の割当	引受権を与えて
	てを受ける <u>権利</u>	する優先出資の

#### (準用規定)

- 第98条 第4章(第22条第3項及び第7項、第24 条、第24条の2、第27条第3項から第6項まで、 第28条第3項から第6項まで、第29条、第1節 第1款第5目、第39条第2号、第39条の2、第 40条の2第9号及び第10号、第59条、第60条 の2、第60条の3<u>及び</u>第1節第3款第3目を除 く。)の規定は、協同組織金融機関の優先出資証 券について準用する。
- 2 前項に規定するもののほか、前項の規定により 準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表の とおりとする。

読み替え	読み替えられ	読み替える字句
る規定	る字句	
(略)		
第25条	合併、株式交換	協同組織金融機
	若しくは株式	関の合併又は優
	移転による株	先出資の割当て
	式の交付又は	の新優先出資の
	株主に募集株	引受権を与えて
	式の割当てを	する優先出資の

	新			旧				
	を与えてする株	発行による			受ける <u>新株の</u>	発行による		
	式の交付による				<u>引受権</u> を与え			
					てする株式の			
					交付による			
(略)				(略)				
第64条	規程第 81 条各	規程第81条各号		第64条	(新設)			
	물	(第4号を除						
		<u>&lt;.)</u>						
	(略)				(略)			
(略)	<u> </u>			(略)				

別表 1

統合Web端末等によるデータの授受 株券

- 1.(略)
- 2.ファイル伝送によるデータの授受

 $\overline{X}$ データの 時間 備考 分 種別 1) (略) 「加入 参 加入者情 午前3時から午後 報データ 加 4時まで 者」は 者 (新規登 ただし、営業日の 「実質 か 録) 次の休業日は、午 株主」と 前3時から午前8 5 読み替 時までとし、休業 の える。 日の次の営業日 λ 力 (年始営業日を除 デ く。) は午前8時か ら午後4時までと タ する。 「加入 加入者情 午前3時から午後 報データ 4時まで 者」は 「実質 (変更) ただし、営業日の 次の休業日は、午 株主」と 前3時から午前8 読み替 時までとし、休業 える。 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。) は午前8時か ら午後4時までと する。 加入者情 午前3時から午後 「加入

別表 1

統合Web端末等によるデータの授受 株券

- 1.(略)
- 2.ファイル伝送によるデータの授受

X	データの	時間	備考
分	種別		
1)	(略)		
参	(新設)		
加			
者			
か			
5			
の			
からの入力データ			
力一			
ァ			
9	(新設)		
	(初成)		
	(新設)		

		新			旧
	報データ	4時まで	者」は		
	(削除)	ただし、営業日の	「実質		
		次の休業日は、午	株主」と		
		前3時から午前8	読み替		
		時までとし、休業	える。		
		日の次の営業日			
		(年始営業日を除			
		く。) は午前8時か			
		ら午後4時までと			
		する。			
	加入者情	午前3時から午後	「加入		(新設)
	報データ	4時まで	者」は		
	(加入者	ただし、営業日の	「実質		
	口座コー	次の休業日は、午	株主」と		
	ド変更通		読み替		
	知)	時までとし、休業	える。		
	-	日の次の営業日			
		(年始営業日を除			
		く。) は午前8時か			
		ら午後4時までと			
		する。			
	加入者情	午前3時から午後	「加入		(新設)
	報確認結	4時まで	者」は		
	果報告デ	ただし、営業日の	「実質		
	ータ	次の休業日は、午	株主」と		
		前3時から午前8	読み替		
		時までとし、休業	える。		
		日の次の営業日			
		(年始営業日を除			
		く。) は午前8時か			
		ら午後4時までと			
		する。			
	総株主報	午前3時から午後	「総株		(新設)
	告データ	8時まで	主」は、		
		ただし、営業日の	「実質		
		次の休業日は、午	株主」と		
		前3時から午前8	読み替		
		時までとし、休業	える。		
		日の次の営業日			
		(年始営業日を除			
		く。) は午前8時か			
		ら午後8時までと			
		する。			
2)		(略)		2)	(略)
参	加入者情	午前3時から午後	「加入	参	(新設)

		新			旧	
加	報エラー	8時まで	者」は	加		
者	通知デー	ただし、営業日の	「実質	者		
^	タ	次の休業日は、午	株主」と	^		
の		前3時から午前8	読み替	の		
出		時までとし、休業	える。	出		
カ		日の次の営業日		カ		
デ		(年始営業日を除		デ		
		く。) は午前8時か				
タ		ら午後8時までと		タ		
		する。				
	加入者情	午前3時から午後	「加入		(新設)	
	報登録済	8時まで	者」は			
	通知デー	ただし、営業日の	「実質			
	タ	次の休業日は、午	株主」と			
		前3時から午前8	読み替			
		時までとし、休業	える。			
		日の次の営業日				
		(年始営業日を除				
		く。) は午前8時か				
		ら午後8時までと				
		する。				
	加入者情	午前3時から午後	「加入		(新設)	
	報更新済	8時まで	者」は			
	通知デー	ただし、営業日の	「実質			
	タ	次の休業日は、午				
		前3時から午前8	読み替			
		時までとし、休業	える。			
		日の次の営業日				
		(年始営業日を除				
		く。) は午前8時か				
		ら午後時までとす				
	加入李桂	る。	「加入		( ±C±Λ )	
	加入者情報変更済	午前3時から午後 8時まで	者」は		(新設)	
	報复史海   通知デー	ただし、営業日の	「実質			
	タ タ	次の休業日は、午	株主」と			
		前3時から午前8	読み替			
		時までとし、休業	える。			
		日の次の営業日	,,			
		(年始営業日を除				
		く。) は午前8時か				
		ら午後8時までと				
		する。				
	加入者口	午前3時から午後	「加入		(新設)	
	座コード	8時まで	者」は			
Щ	'	- · • • •		1		Щ

		新			旧
	変更済通	ただし、営業日の	「実質		
	知データ	次の休業日は、午	株主」と		
		前3時から午前8	読み替		
		時までとし、休業	える。		
		日の次の営業日			
		(年始営業日を除			
		く。) は午前8時か			
		ら午後8時までと			
		する。			
	加入者情	午前3時から午後	「加入		(新設)
] ]	報削除登	8 時まで	者」は		
	録済通知	ただし、営業日の	「実質		
	データ	次の休業日は、午	株主」と		
		前3時から午前8	読み替		
		時までとし、休業	える。		
		日の次の営業日			
		(年始営業日を除			
		く。) は午前8時か			
		ら午後8時までと			
		する。			
	加入者情	午前3時から午後	「加入	-	(新設)
i	報確認依	8時まで	者」は		
	頼通知デ	ただし、営業日の	「実質		
	ータ	次の休業日は、午	株主」と		
		前3時から午前8	読み替		
		時までとし、休業	える。		
		日の次の営業日			
		(年始営業日を除			
		く。) は午前8時か			
		ら午後8時までと			
		する。			
	総株主報	権利確定日等の欲	「総株		(新設)
-	告対象株	営業日から起算し	主」は、		
	式数通知	て3営業日目の日	「実質		
		の午前3時から午	株主」と		
		後8時まで	読み替		
		ただし、営業日の	える。		
		次の休業日は、午			
		前3時から午前8			
		時までとし、休業			
		日の次の営業日			
		(年始営業日を除			
		く。) は午前8時か			
		ら午後8時までと			
		する。			

新				旧		
加入者情	権利確定日等の欲	「加入		(新設)		
報未提出	営業日から起算し	者」は				
エラーデ	て5営業日目の日	「実質				
ータ	のから10営業日	株主」と				
	目の日までの午前	読み替				
	3時から午後8時	える。				
	まで					
	ただし、営業日の					
	次の休業日は、午					
	前3時から午前8					
	時までとし、休業					
	日の次の営業日					
	(年始営業日を除					
	く。) は午前8時か					
	ら午後8時までと					
	する。					
配分明細	参加者口座簿記載			(新設)		
│ │ │ 通知デー	日の前営業日の午					
タ	前3時から午後8					
	時まで					
	ただし、営業日の					
	次の休業日は、午					
	前3時から午前8					
	時までとし、休業					
	日の次の営業日					
	(年始営業日を除					
	く。) は午前8時か ら午後8時までと					
	する。					
	, v <sub>o</sub>		<sup>」</sup>			

## 3.(略)

4.参加者の事務所又は機構が認めた場所に参加者 が設置する機構が提供する業務規程第83条第2項 に定める通知をするための端末装置からの入出力

X	データの	時間	備考
分	種別		
1)	加入者情	毎営業日の午前8	「加入
参	報登録·変	時 30 分から午後4	者」は
加	更	時まで	「実質
者			株主」と
か			読み替
5			える。
の	加入者情	毎営業日の午前8	「加入
入	報削除	時 30 分から午後4	者」は

# 3. (略)

		 新				IB	
カデータ		時まで	「実質 株主」と 読み替 える。				
2 参加者からの入力データ	加入者情報照会	毎営業日の午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	「者「株読え加」実主みる。				
~	(略)			~ (	(略)		

## 2. 附則

- 1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 27 日から施行する。ただし、第 64 条の 2 第 1 項、第 69 条並びに第 70 条第 1 項及び第 3 項の規定は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後第67条の規定にかかわらず、改正規定の施行の日前に到来した権利確定日等に係る実質株主通知については、なお従前の例による。
- 3 改正後第67条の規定にかかわらず、機構は、改正規定の施行の日後最初に到来した権利確定日等に係る実質株主通知においては、すべての実質株主に係る改正後第64条の2第2項に掲げる事項を会社に対して通知する。
- 4 改正後第73条の規定にかかわらず、改正規定の施行の日前に到来した権利確定日等に係る実質株主通知によって会社に通知された実質株主につき、会社が法第31条第5項の規定による請求を行う場合の取扱いについては、改正規定の施行日後最初に到来した権利確定日等までの間、なお従前の例による。